

MHM Asian Legal Insights

第 51 号 (2016 年 1 月号外)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

はじめに

森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めて「MHM Asian Legal Insights」を発行していますが、今回は号外（MHM Asian Legal Insights 第 51 号 (2016 年 1 月号外)）として、ミャンマー会社法の改正及び新投資法の制定に向けた最新の動きについて概観するとともに、外国投資に影響を与える主な改正点について概要をまとめました。また、財務省内国歳入局より、2016 年 3 月末までの期間限定で、印紙税の未払等に関する罰則金の支払を免除する旨が発表されましたので、その概要についてもまとめております。更に、外国人に一定の限度での不動産所有を認める画期的な法律であるコンドミニアム法が、1 月 22 日、ミャンマー連邦議会で可決されましたので、その概要について整理しております。今後の皆様のミャンマーにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. 外国投資法制の改正状況～改正会社法及び新投資法のドラフトを踏まえて

(1) 会社法の改正について

(a) 法案の状況

2015 年 12 月、投資企業管理局（Directorate of Investment and Company Administration）（「DICA」）は、そのウェブサイトにおいて、ミャンマー会社法（Myanmar Companies Law）の改正に関して、ミャンマー連邦法務長官府（Myanmar Union Attorney General Office）によるコメントを踏まえた修正後のドラフト（「改正会社法ドラフト」）を公表しました。上記修正がなされる前のファースト・ドラフトは 2015 年 6 月に公表されていたものですが、そこからの実質的な追加や変更は殆どなく、主に定義規定の整理等の形式的な修正が行われたに留まります。

(b) 現行法からの主な変更点

改正会社法ドラフト上、現行法からの変更点のうち、特に重要と考えられるものは以下のとおりです。

① 「外国会社」の定義の変更

現行法においては、「外国会社」は、その株式の 1 株でも外国人又は外国会社が保有する会社を指すと規定されています。改正会社法ドラフトでは、別途

MHM Asian Legal Insights

Notification 等で指定される割合を超えて外国人又は外国会社はその株式を保有する会社を「外国会社」とする旨の定義が置かれています。外国会社に該当するメルクマールとなる具体的な持分比率は未定ですが、現時点では35%となる可能性が高いとの情報もあります。改正会社法においては外国会社かミャンマー会社かによって会社法の適用は殆ど変わりありません。しかし、外国会社の定義は後述する新投資法における外国投資家の定義に影響を与えるほか、外国人による不動産の保有・長期賃借を禁止する不動産譲渡制限法の解釈に影響を与える可能性があります。このように「外国会社」の定義の変更は会社法以外の法令との関係で特に注目される改正内容です。

② 営業許可（Permit to Trade）の撤廃

現行法においては、外国会社の設立に際して、DICA より営業許可を取得する必要があるとされています。従前ミャンマーでは、trading を内容とする外国会社は営業許可が出ないためにこれを行うことが出来ない等、営業許可の制度は、事実上の外資規制として機能してきました。改正会社法ドラフトにおいては、営業許可の制度は規定されておらず、外国会社の設立に関する営業許可取得のプロセスは廃止されることとなります。

③ 外国会社による子会社設立の解禁

現行法においては、外国会社による子会社の設立は実務上認められないとの解釈が採られてきました。この点について、改正会社法ドラフトにおいては、外国会社による他の会社の株式保有が認められることが明文で定められています。これにより外国会社による子会社の設立が認められることとなります。

④ 一人会社の許容

現行法上、株主の人数について、最低2名必要であるとされているところ、改正会社法ドラフトでは最低1名と定められています。これにより、いわゆる一人会社の設立も認められることとなります。

⑤ 現物出資に関する規制の新設

現行法上、現物出資の実施に関して特段の規定は置かれていませんでしたが、不公正な実施については取締役の善管注意義務の問題となりうると解されました。改正会社法ドラフトにおいては、現物出資財産の価値及び評価根拠の記録が取締役会の義務として規定されており、その合理性の確保に関して取締役会が一定の責任を負う旨が明文で定められています。

MHM Asian Legal Insights

(2) 新投資法の制定について

(a) 法案の状況について

ミャンマーにおいては、現在、投資活動に関する規制について、内国会社に関しては内国投資法（Myanmar Citizens Investment Law）、外国会社に関しては外国投資法（Foreign Investment Law）がそれぞれ適用される体系となっています。これらの2つの法律を統合し、内国会社か外国会社であるかを問わずミャンマーで行われる投資活動に関して適用がある法律として、新投資法の制定に向けた検討が進められています。新投資法については、2015年3月の本ニュースレター号外（第38号）においても、当時パブリックコメントに付されていたドラフトを前提とした内容を報告しておりますが、その後の状況として、DICAのウェブサイトにおいて、2015年7月29日付で、以前のバージョンから内容に変更が加えられた新投資法のドラフト（「新投資法ドラフト」）が公表されていることから、かかる状況を踏まえ、改めて重要なポイントの整理をさせて頂くものです。

(b) 現行法からの主な変更点

新投資法ドラフトによると、外国会社によるMICからの投資許可の取得に関する考え方について、現在の外国投資法の下での運用から以下のような変更が生じるものと考えられます。

現在の外国投資法では、外国企業のミャンマーへの進出に際してMICによる投資許可を受けるかどうかは原則として当該企業の自由であり、外国投資法に定める租税優遇措置や、一定の規制の適用免除を受けるためにはMICから投資許可を受ける必要がある、という規制体系となっています。外国会社に適用される規制のうち、特に重要な点として、不動産譲渡制限法に基づく外国会社による不動産の所有及び1年超のリースの禁止があります。かかる規制については、MICの投資許可を受けた場合にのみ、例外として、外国会社であっても1年超（具体的には最長50年で10年の更新が2回まで認められます）の不動産リースを受けることができます。したがって、製造業等、ミャンマーでの事業実施の大前提として不動産の長期利用権を確保することが求められる投資案件においては、MICの投資許可を受けることが事実上不可欠となっているのが現状です。

これに対し、新投資法ドラフトの規定では、MICによる投資許可を受けたか否かにかかわらず投資家（外国投資家も含む）による不動産の長期リースが、権利として明記されており、外国投資家による当初の長期リース期間も50年可能とされています。

また、投資の際の手続については、規定だけからは明確でない部分もあるものの、従前の規定や解釈を総合して考えると、以下のとおりとなると考えられます。

MHM Asian Legal Insights

①国にとって戦略的な重要性がある事業等、一定の事業への投資	MIC の投資許可を取得することが必要（内国会社・外国会社ともに）
②上記①以外の事業への投資	MIC の確認を得ることが必要（優遇措置を得たい場合、外国会社が長期の不動産リースを行いたい場合*）
	MIC の手続不要（*以外の場合）

上記②の場合に、MIC の「確認」を得る手続は明確ではありませんが、許可と確認を使い分けていることからすると、申請をすれば基本的には確認が得られる手続を想定しているように思われます。

なお、新投資法ドラフトでは、従前の外国投資法で義務づけられていた熟練労働者に関するミャンマー人の雇用義務も設けられていないなど、投資手続以外にも着目すべき点が存在します。

(2) 今後の見通しについて

2016年1月25日現在、DICAのウェブサイトにおいて、会社法改正ドラフト及び新投資法ドラフトが現時点での法案として公表されているのみであり、その具体的な審議のスケジュールや制定のタイミングについては現地の報道等においても明らかにされていません。一般的な見方として、いずれも2016年の半ばから後半にかけての成立が見込まれています。

上記に指摘した事項は、外国会社によるミャンマーへの投資の実施の前提となる関連規制の改正であり、従前の取扱いに大きな影響を及ぼすものが含まれていることから、今後も引き続きその動向を注視していく必要があります。

2. 印紙税の罰則金免除の決定～2016年3月31日までの期間限定

2016年1月15日、財務省内国歳入局（Internal Revenue Department, Ministry of Finance）は、印紙税法（Stamp Duty Act）に基づく正当な印紙税額を納付しなかった場合に課される罰則金について、2016年3月31日までの期間、その支払を免除する旨を発表しました。

印紙税法上、合弁契約やリース契約等の契約書や株式譲渡書面（Share Transfer Form）等の一定の書面の作成に当たっては、原則として、その締結までに同法に定めに従って算出される税額に相当する印紙を貼付しなければならないとされており、印紙が正しく貼付されていない書面に関しては、証拠として用いることができず、登録や登記の手続きにおいて当局が受理しないこととされています。そして、事後的に印紙税の支払を行う場合には、本来支払うべき印紙税額その他、その10倍の金額の罰則金も支払うことが

MHM Asian Legal Insights

必要と定められています。

上記の発表においては、正しい印紙税の納付がなされていない全ての書面（印紙が全く貼付されていない場合に限らず、貼付されている印紙の金額が正しい印紙税額に不足する場合も含みます）については、その不足額の支払に関して所轄の税務署に確認しなければならない旨を通知するとともに、このような支払を行う場合に印紙税法上求められる上記罰則金の支払について 2016 年 3 月 31 日までの期間免除することが明記されています。

上記のとおり、印紙税法上は、納税期限を徒過した場合や納税額が不足していた場合等について、本来納付すべき金額の 10 倍という高額な罰則金の支払を求めていることから、印紙税未納付の書面についても、罰則金の支払を避けるために事後的な納付は行わず未納付のままとしておく対応が採られている場合もあると推測されます。本年の 3 月 31 日までの期間であれば罰則金を支払うことなく印紙税の事後納付も可能となることから、過去の文書において印紙貼付がなされていない場合には、この期間内に対応すべく、これまでの課税文書の中に印紙税が未納付となっているものがないか確認することが望ましいと思われます。

3. コンドミニアム法のミャンマー連邦議会通過

2016 年 1 月 22 日、コンドミニアム法がミャンマー連邦議会を通過しました。この後、大統領の署名を得て法律として正式に施行されることとなります。ミャンマー法では建物は土地の一部とみなされるため、建物の一室を所有権や取引の対象とすることは厳密には不可能でした。コンドミニアム法の適用を受ける建物については、建物の一室が独立した所有権・取引の客体となることが認められました。また、前述のとおり、ミャンマーでは不動産譲渡制限法に基づき、外国人による不動産の所有は禁止されているところ、コンドミニアム法はこの例外として、外国人にも一定の限度で不動産所有を認める画期的な法律となります。

他方、無制限な適用が認められているわけではなく、適用地域がネピドー、ヤンゴン、マンダレーの開発領域に限定されること、外国人が所有できる部屋はコンドミニアムの 6 階以上の部屋で、全体の 40% を超えない範囲に限られること、等様々な限定が付されています。法律の全体像や運用については、今後も注視する必要がありますが、同法がミャンマーの不動産市場に大きな影響を与えることは間違いないと思われます。

弁護士 武川 丈士

☎ +65-6593-9752 (シンガポール)

☎ +95-1-255135 (ヤンゴン)

✉ takeshi.mukawa@mhmjapan.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762 (シンガポール)

☎ +95-1-255137 (ヤンゴン)

✉ kana.manabe@mhmjapan.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-255136 (ヤンゴン)

✉ atsushi.inoue@mhmjapan.com

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhmjapan.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com